

2019年度 特定非営利活動に係る事業計画

2019年4月1日 から 2020年3月31日 まで

特定非営利活動法人ほっとポット

I 2019年度の法人方針

◎貧困問題根絶の為、生存権保障の理念を最も重視した支援活動を展開する

- 貧困状態にある方やそのおそれのある方等の要保護状態の解消を目指し、権利擁護を実現する。その為に、社会保障・社会福祉制度への適切な相談・助言・調整支援活動を実施する
- 住宅を喪失した方やそのおそれのある方へ、安定した居所の確保支援を実施する
- 独立型社会福祉士事務所として、その独立性を活かした創造的支援を実施する

II 2019年度 特定非営利活動に係る事業計画

定款の事業名			
事業内容	(A) 実施予定日時 (B) 実施予定場所 (C) 従業員定人数	(A) 受益対象者範囲 (B) 予定人数	支出 見込額 (千円)

無料低額相談事業			
貧困状態にある方やそのおそれのある方、住居を喪失した方への生活相談に応じる。また社会保障・社会福祉制度に関する助言や関係機関との調整支援を必要に応じ提供する。 ※社会福祉法2-3-1 第2種社会福祉事業 届出	(A) 通年 平日	(A) 貧困状態や、そのおそれのある方	10
	(B) さいたま市	(B) 300名	
	(C) 5名		
緊急一時シェルター事業			
住居を喪失した方等へ、緊急的に最大30日間の一時的居所を提供。関係機関との調整支援や、生活相談も併せて提供。本事業に入所中から、退所後の安定的な居所の確保支援も行う。 ※埼玉弁護士会 社会復帰支援委託援助制度指定施設 ※法務省 自立準備ホーム 登録	(A) 通年	(A) 貧困状態にあり、住居を喪失している方	6,702
	(B) さいたま市内2か所	(B) 82名	
	(C) 1名		
地域生活サポートホーム事業			
住居を喪失した方へ、1年を目安として居所の提供支援を行う。併せて生活の安定を目指した生活相談・調整支援を提供する。 ※社会福祉法2-3-8 第2種社会福祉事業 届出 ※さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化に関する条例 届出	(A) 通年	(A) 貧困状態や、そのおそれのある方で、住居を喪失している方	45,173
	(B) さいたま市内15か所	(B) 60名	
	(C) 6名		
障害福祉サービス事業			
障害者総合支援法による共同生活援助を提供。 ※障害者総合支援法 指定	(A) 通年	(A) 障がいのある方	17,177
	(B) さいたま市内6か所	(B) 15名	
	(C) 8名		

人づくり事業			
当法人の活動情報等が掲載された会報誌を作成し、提供。	(A) 通年	(A) 正・賛助会員	2
	(B) 事務所等	(B) 260名	
	(C) 2名		
社会福祉士等を目指す実習生を一定期間受け入れ、養成を行う。 ※公益社団法人日本社会福祉士会 独立型社会福祉士名簿登録 ※社会福祉士実習指導者講習会修了者 配置	(A) 通年	(A) 社会福祉士等を目指す実習生	1
	(B) 埼玉県内	(B) 10名	
	(C) 5名		
講演等の依頼へ講師を派遣。活動目的に沿った様々な研修・啓発活動等を提供。	(A) 随時	(A) 講師派遣を希望する団体等	1
	(B) 各地	(B) 300名	
	(C) 5名		
当法人の理念・活動に理解・関心があり、且つボランティア活動を希望する方へ、その機会を提供。	(A) 毎月 最終週火曜日	(A) ボランティア活動を希望する方	1
	(B) さいたま市公民館等	(B) 30名	
	(C) 5名		
ほっとサロン事業			
食事会の定期的開催をし、交流機会の確保や居場所作り、気軽な相談場所を提供。	(A) 毎月 最終週火曜日	(A) 当法人のサービスを利用した方等	96
	(B) さいたま市公民館等	(B) 360名	
	(C) 5名		
成年後見事業			
成年後見人を受任。	(A) 通年	(A) 被後見人等	971
	(B) さいたま市内	(B) 10名	
	(C) 2名		
地域生活見守り事業			
地域生活をおくる方で、生活上の困り事が発生した際、社会福祉士を派遣し、そのニーズを解決する支援を行う。関係機関等との調整や生活相談にも応ずる。 今年度は実施せず、今後の事業の在り方を1年間検討予定。	(A) 通年	(A) 地域生活をおくる方で、生活上の困りごとを抱える方や、そのおそれのある方	5
	(B) さいたま市内	(B) 0名	
	(C) 1名		
就労支援事業			
就労前の支援として、日中活動の企画運営を行う。	(A) 通年 平日	(A) 生活に困窮し就労支援を希望する方	10
	(B) さいたま市内	(B) 300名	
	(C) 4名		